

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○保安林の指定…（産業労働局農林水産部森林課）…二

告示

●東京都告示第千五百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第六百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月十三日

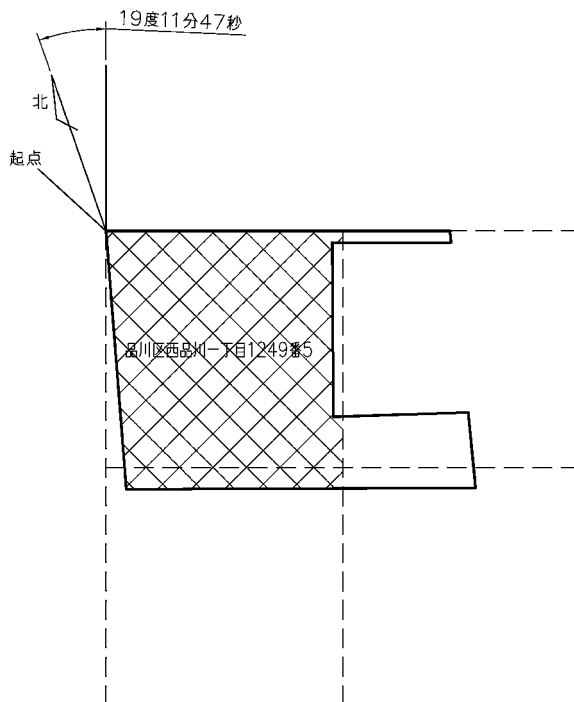
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西品川一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
--- 単位区画
—— 筆境界
▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、品川区西品川一丁目1249番5の最北端とする。

【格子の回転角度（19度11分47秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年七月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町海澤字柿平四番一・五番イ・六番一・七番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）及び字一付五八番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柿平四番一・五番イ・六番一・七番及び字一付五八番一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(二三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

